

Biwako Oratorium Chor

BIWAKO オラトリウム合唱団規約

第1条 (名称及び編成と方針)

1. 本団は名称を「BIWAKO オラトリウム合唱団」とし、ローマ字による表記が求められる際には、これを Zenda フォントにて表記する。
2. BIWAKO オラトリウム合唱団 (以下、本団) は四声から成る混声合唱団として組織されるものとする。
3. 本団は一般合唱曲を扱う BIWAKO クラス、および主にクラシック合唱曲を扱うオラトリウムクラスで構成されるものとする。
4. 所属クラスは団員の任意で選択でき、一方もしくはもしくは両方に自由に参加できるものとする。
5. 本団は必ず年1回以上の演奏会を行なうものとする。
6. 本団は地域の文化芸術の発展、及び音楽を通じた地域福祉活動を主な目的とし、地域行事、慰問活動、学校公演等に積極的に参加するものとする。

第2条 (事務局・所在地)

1. 本団の事務局は原則として代表が兼任することとし、その所在地は代表の現住所とする。

第3条 (団員)

1. 本団の団員は、以下に定める手続きを経て入団意思を示し、本団により入団を許可されたものとする。
2. 団員は正団員、準団員、特別団員、休団員から構成されるものとする。
3. 入団資格は中学生以上とし、男声については原則、変声期を終えていることを条件とする。
4. 入団に際し、特に入団試験等を行わないものとする。

第4条 (正団員)

1. 正団員は所定の申込書に必要事項を記入し、入団費を納入した上で代表によって入団を認められた者とし、本団が運営するすべての練習、演奏会に参加する権利を有するものとする。
2. 本団が主催するすべての行事に積極的に参加することとし、合唱を愛し情熱を持って本団の活動に協力、参加しなければならないものとする。
3. 本団の合唱団の一員である自覚と誇りを持ち、常に節度ある行動を行なうことができる紳士淑女でなければならないとする。
4. 正団員は別途定める月団費、および演奏会都度の演奏会費の納入、また本団が購入を求める楽譜等の費用等を納める義務を負うものとする。

第5条 (準団員)

1. 本団が招聘したエキストラ、体験入団、見学等において本団の行事に参加する団員を準団員とする。
2. 準団員は、入団申込書の提出、及び団費の納入、および演奏会費などの一切の納入義務を負わないものとする。
3. エキストラの練習参加義務、体験入団、見学などの参加詳細については別途定めた規約に拠るものとする。

第6条 (特別団員)

1. 一定以上の技量があると音楽監督が認めたものについては、定期練習に参加せずとも公演に参加出来るものとし、これを特別団員とする。
2. 特別団員は入団申込書の提出、および団費の納入義務を負わないものとするが、演奏会費については正団員同様の額を納入しなければならないものとする。
3. 特別団員として公演に参加する場合でも、当日のリハーサルへの参加、および音楽監督が定めた規定練習回数を満たさない場合には本公演への参加は出来ないものとする。

第7条 (休団員)

4. 事情により2ヶ月以上練習に参加できず、かつ復団の意思を有するものは、代表にその旨を伝えた上で休団員とする。
5. 休団員は正団員が定める団費の1/6を、休団した月数に応じて納入しなければならないものとするが、感染症の拡大や災害等、休団の理由が広く社会に影響を与えている事象である場合は、代表の判断により免除期間を設けることが出来るものとする。
6. 役職に就いているものが休団する際には、代表と相談の上、責任を持って役職業務を委託する後任を指名しなければならないものとする。

第8条 (退団)

1. すべての団員は、個人の意思で自由に退団することができるものとする。
2. 退団する者は事前にその旨を代表、若しくは人事担当者に連絡する義務を負うものとする。
3. 本団は月途中で退団する者に対して、一旦納入された団費の返金義務を負わないものとする。

第9条（強制退団）

1. 2ヶ月以上無断で欠席し、かつ本団からの在団意思確認に応じない者や所在不明な者、または長期に渡り特別な理由無く団費の納入を怠ったもの、あるいは本団の品位を著しく傷付け、本団からの警告に際して改善の余地が見られない者については、別途定める役員会の2/3を持って強制退団措置を取ることができるものとする。

第10条（練習日程及び会場）

1. BIWAKOクラスの練習日は、毎週土曜日の13:30~15:00とし、補講については第1、第3、第5金曜日の10:00~12:00とする。
2. オラトリウムクラスの練習日は、毎週土曜日13:30~14:20、及び15:00~16:30とし、補講については第2、第4金曜日の19:00~20:30とする。
3. 練習会場は原則、土曜日は大津市膳所市民センター（膳所公民館）とし、金曜日補講はTATSUMI MUSIC CREATEで行うものとするが、会場が確保できなかった場合にのみ、それ以外の場所にて練習を行なうものとする。
4. 演奏会直後や感染症の拡大等、代表が休連日を必要と認めた場合においては休連日を設けるものとする。

第11条（組織）

1. 本団を運営するにあたり、下記に定める役職を必要に応じて設置し運営に当たるものとする。

第12条（役職）

1. 代表
2. 副代表
3. 音楽監督
4. ボイストレーナー
5. 練習ピアニスト
6. 渉外
7. 広報
8. 人事
9. 会計
10. 選挙管理委員
11. パートリーダー
12. 特命指導員
13. 役員会
14. ステージマネージャー

第13条（代表）

1. 本団を統括し運営面での最高責任者とする。
2. 任期は2年とする。
3. 副代表、音楽監督、ボイストレーナー、及び練習ピアニストの任命権を有する。
4. 入団希望者に対し、その入団を許可する権限を有する。
5. 別に定める役職のうち、選挙が必要であるにも関わらずその実施が困難な場合、若しくは、選挙によって選出された団員が該当役職に就くことを拒否した場合には、正団員の中から該当役職を任命する権利を有するものとする。
6. 特定の役職が空白となり、本団の運営に支障が生じる恐れがある場合は、代表が該当役職を兼任しなければならないものとする。

第14条（副代表）

1. 代表を補佐し、代表がその業務を遂行できない際には音楽的専門知識が必要な一部を除いて、代表の権限をすべて委譲されるものとする。
2. 任期は2年とし、代表によって任命されるものとする。
3. 副代表は他役職にある者が兼任することができるものとする。

第15条（音楽監督）

1. 本団の芸術面での最高責任者とし、常任指揮者としての職を兼任するものとする。
2. 代表によって任命されるものとし、任期は1年ごとの更改とする。
3. 適格者がいない場合は代表がこれを兼任することができるものとする。
4. 代表が役職の任命する際、音楽的知識が求められる場合においては、その助言を行わなければならないとする。

第16条（ボイストレーナー）

1. 本団のボイストレーニングを行なうものとし、一定の実績のある声楽家、もしくはそれに準じる技術を持つ者がその職にあたるものとする。
2. 任期は2年と定め、音楽監督によって任命されるものとする。
3. 適格者がいない場合、音楽監督がこれを兼任するものとする。

第17条（伴奏ピアニスト）

1. 本団の練習、及びピアノを用いた演奏会でピアノ伴奏を行なう責を追うものとする。
2. 任期は1年とし、音楽監督によって任命されるものとする。

第18条 (渉外)

1. 主に練習会場、ホール、その他の関係団体との交渉を行なうものとする。
2. 任期は1年とし、総会において行なわれる選挙にて選出された正団員がこれを行うものとする。
3. 選挙において選出ができない場合は、第13条5項に準じ、代表が団員の中から選出するものとする。

第19条 (広報)

1. 演奏会におけるチラシやプログラムの制作、宣伝活動などを主に担当するものとする。
2. 任期は1年とし、総会において行なわれる選挙にて選出された正団員がこれを行うものとする。
3. 選挙において選出ができない場合は、第13条5項に準じ、代表が団員の中から選出するものとする。

第20条 (人事)

1. 団員の出欠管理、欠席やその他の連絡窓口、代表の補佐としての新規団員の開拓、勧誘など人事一般に関する業務を主に担当するものとする。
2. 任期は1年とし、総会において行なわれる選挙にて選出された正団員がこれを行うものとする。
3. 選挙において選出ができない場合は、第13条5項に準じ、代表が団員の中から選出するものとする。

第21条 (会計及び監査)

1. 会計は正団員団費、演奏会参加費の納入窓口、及びその他本団の活動に関する金銭の出納、管理を行うものとする。
2. 任期は1年とし、(原則) 在団年数が3年以上の団員の中から、総会において行なわれる選挙にて選出された正団員がこれを行うものとする。
3. 選挙において選出ができない場合は、第13条5項に準じ、代表が団員の中から選出するものとする。
4. 会計の監査については総会が行うこととし、会計より各部署に支給される経費が正常に利用されているか、各部署より本団に対して請求される経費が妥当であるか等を監査する責を負うこととする。
5. 各団員、及び各部署が団の運営に必要なと判断した経費を会計に請求する際には、代表及び会計の承認を必要とする。

第22条 (選挙管理委員)

1. 別途定める定例選挙、及び臨時選挙等の準備、開票、進行等の業務を担当するものとする。
2. 任期は1年とし、総会において行なわれる選挙にて選出された正団員がこれを行うものとする。
3. 選挙において選出ができない場合は、第13条5項に準じ、代表が団員の中から選出するものとする。

第23条 (パートリーダー)

1. オラトリオクラスは編成をソプラノ、アルト、テノール、バスの4パートに分け、各パートに1名のパートリーダーを置くものとする。
2. BIWAKOクラスは女声、男声にそれぞれ1名ずつパートリーダーを置くものとする。
3. パートリーダーは音楽監督、ボイストレーナーが不在、もしくは指導できない状態において、各パートの音取りや練習を進める責を追うものとする。
4. 任期は1年とし、音楽監督の助言の元、パート内、もしくは声部内の互選によって選出された正団員がこれを行うものとする。
5. 互選において選出ができない場合は第13条5項に準じ、代表が団員の中から選出するものとする。
6. パートリーダーは別途定める役員会が召集された場合には、その召集に応じなければ成らないものとし、出席が困難な場合には同パートより代理を使命しなければならないものとする。
7. パートリーダーはその他の役職を兼任することができるものとする。

第24条 (特命指導員)

1. 音楽監督やボイストレーナーが練習を行なうことが困難な場合や、不在の場合、または伴奏ピアニストが伴奏を行なえない場合は、正団員の中から予め任命された特命指導員が、各指導者に代わり練習を進めなければならないものとする。
2. 特命指導員は副指揮者、副ボイストレーナー、副ピアニストの職を各1名置き、音楽監督が団員の中から必要に応じてこれを任命する。
3. 各職の任期は1年とする。

第25条 (役員会)

1. 運営方針、選曲、会場選定等の評議について、代表が必要と判断した場合には、代表は役員会を招集することができるものとする。
2. 役員会は代表、副代表、音楽監督、ボイストレーナー、及び各パートリーダーから成り、議事の内容に応じてその他の役職から代表が召集した団員から構成されるものとする。
3. 役員会において議決される議事が、別途定める総会、若しくは臨時総会へ諮るべきであるという意思が出席者の過半数を超えた場合、代表は速やかに総会、若しくは臨時総会を招集しなければならないものとする。
4. 役員会はこの任期を定めず、役員会が召集された時点で該当役職に就いている団員から構成されるものとする。

第26条 (ステージマネージャー)

1. 演奏会の進行、タイムキープ、及び舞台配置等、演奏会当日の進行責任者とし、原則、出演者以外の者がこの任にあたるものとする。

2. ステージマネージャーについては、正団員以外の者が就けるものとし、その任命権は代表が有するものとする。

第 27 条 (総会)

1. 総会を置き、これを本団の最高決議機関とする。
2. 総会は年 1 回、代表が召集するものとし、その日程は本団が定めた定期練習内でなければならないものとする。
3. 総会は委任を含め正団員の 2/3 の出席をもって有効とし、議事は出席者の過半数を持って決するものとする。

第 28 条 (臨時総会)

1. 本団の運営に監視、重要かつ早急に団員の総意を受けなければならない必要性が生じた場合、代表は臨時総会を招集することができるものとする。
2. 臨時総会の日程は本団が定めた定期練習内でなければならないものとし、議決の条件については第 4 条に準じるものとする。

第 29 条 (団費)

1. 正団員は本団の運営に必要な経費を納める義務を負い、その額は団の規模や人数に応じて定められた額とし、学生は一般の 2/3 の額とする。
2. 団費は月額制とし、毎月初回練習参加時に持参し会計監査員、若しくは副代表を通して団に納入しなければならないものとする。
3. 月半ばで入団した団員については、初めて練習に参加した日を含め当月内に行なわれる予定練習回数を月額費で割った額を納入しなければならないものとする。
4. 月途中にて退団する者については、一度納入した団費の返金が行われないものとする。

第 30 条 (演奏会費)

1. 本団主催の演奏会においては、月団費とは別途演奏会費を納入しなければならないものとし、所属クラス、演奏の形態または参加する曲数などを問わず、上限を¥15,000 とする固定額とする。

第 31 条 (チケットノルマ)

1. ピアノ伴奏を用いる公演で有料チケットが発行される場合においては、正団員は額面上限を¥5,000 とするチケットを購入する義務を負うものとする。
2. オーケストラもしくは室内楽等の公演で有料チケットが発行される場合においては、オラトリウムクラスに所属する正団員は額面上限を¥10,000 とするチケットを購入する義務を負うものとする。
3. 上記の場合において、BIWAKO クラスに所属する正団員のうちオーケストラを用いたプログラムに出演しない場合は、額面上限を¥5,000 とするチケットを購入する義務を負うものとする。
4. 各団員がノルマを超えてチケットを必要とする場合は、代表の判断において必要枚数を配布するが、その際の売り上げが生じた場合は団への納入を行わなければならないものとする。

第 32 条 (入団費)

1. 本団に入団を希望するものは、入団申し込み時に一般 2,000 円、学生 1,000 円の入団費を納入しなければならないものとする。
2. 正団員が退団した後、再度入団を希望する場合は、退団日より 1 年以内であれば入団費の納付が免除されるものとする。

第 33 条 (欠席)

1. 定められた練習日に参加できない者は、事前にメールリスト、もしくは LINE グループ等の手段で、その旨を団に連絡することを推奨するものとする。
2. 欠席によって本来参加できる練習回数が減少した場合も、団費は定められた額を納入しなければならないものとする。

第 34 条 (休団)

1. 2 か月以上休団する場合には、代表にその旨を通達するものとする。

第 35 条 (規約の改正)

1. 本規約に変更、追加、削除等の必要性が生じた場合は、代表は速やかに役員会を招集し、新規約の草案を作成した後に総会の議決を経なければならない。
2. 新規約は総会において議決された時より施行されるものとする。

補足

創団 2009 年 9 月 5 日 (発起人：辰巳直弘)

本規約は 2009 年 10 月 10 日より施行されるものとする。

改正規約は 2024 年 1 月 12 日より施行されるものとする。